

広島市告示（安佐北区）第17号

令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
広島市可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項
の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

（1）株式会社 第一ビルサービス

（2）代表取締役 坂根 紳也

（3）広島市中区大手町五丁目3番12号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日